

◎新潟県告示第513号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 起業者の名称
東北電力株式会社
- 2 事業の種類
154kV頸城線鉄塔建替工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域及び期間

(1) 土地の区域

上越市大島区大字嶺字大川上、大字田麦字入場、大字下達字赤倉及び字上赤倉、大字大平字島田、字二口沢、字元屋敷及び字舅坂、大字岡字下山、字上中畑、字ヤケ林、字中畑、字下中畑、字川久保、字沢入口、字寺浦、字下岡、字上中平、字イフ林、字下中平、字イフ、字十ヶ沢、字石倉、字西カヤバ、字東カヤバ、字後谷、字大坪、字干平、字タン次郎、字大滝、字小海尻、字ゴウデン、字滝元及び字小海平並びに大字板山字小海地内

上越市蒲川原区大字小谷島字横枕、字小谷内田、字北山、字蕨岡、字和田地、字西川原及び字一ノ瀬、大字下猪子田字カウエン及び字丸畑、大字中猪子田字蒲生田地、字倉下、字西山、字ザク、字沢入、字イブ、字池ノ久保、字横枕、字宮田、字荒清水及び字荒屋敷、大字上猪子田字中下干場、字中豊及び字ブタへ、大字虫川字フケ及び字中沖、大字有島字アツチ山、字和田、字鳥平、字岩山、字牧野、字上ノ山、字釜淵、字向洪江及び字洪井、大字菱田字東峯、字狐塚、字深沢、字芹ヶ沢及び字堂ノ入、大字桜島字沢ノ入、大字山印内字円道、大字岩室字大金沢、字筋返、字玉堀、字東牧ノ、字牧ノ、字前坂及び字北沖、大字山本字飯田割、字内大割及び字北沖並びに大字今熊字小豆島、字荒古川、字桑原、字登口、字同木山、字カウノス及び字寺萱地内

上越市三和区大字末野字立場、字東原山及び字三ツ口沢並びに大字神田字長峰地内

十日町市大字稲葉、大字高倉、大字山谷、大字会沢字入山、大字犬伏字松苧山、大字菅刈字コマサライ、字ヘンコ沢、字狐坂、字トコロ平、字柳沢、字万代及び字大沢、大字苧島字外倉、字黍畑、字材木道、字月夜畑、字長立、字掘切、字宮ノ浦、字二十苧、字大桐山、字風京、字風原、字姥沢及び字小原、大字清水字フジツルシ、字入大道、字上東、大字滝沢字北沢、字堅畠、字上ノ山、字アラセロ及び字川倉、大字田野倉字小十郎田、字向、字桜田、字ヌケ、字大久保、字東平、字寺田及び字南、大字中子字姥沢、字障子峰、字横道、字後平、字林中、字カツボ島、字ノゲ間及び字穴瀧、大字松代字大外、字風吹及び字草生水、大字蓬平字冬越場、大字名平字五合清水、字ズ沢、字今ノ外、字長田、字宮ノ下、字五枚田、字外名平、字花立、字金鉢、字仙納平、字桂沢、字向山及び字中名平、大字小池字大道、大字寺田字漆ノ木下、字城平、字庄倉及び字三本松並びに大字儀明字杉屋敷及び字城平地内

(2) 期間

平成29年4月28日から平成29年12月31日まで